

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本契約は、県民等が避難情報や関心分野の県政情報を手軽に受信できる機能を有する「岐阜県LINE総合アカウント管理システム」（以下「本システム」という。）の運用及び維持管理を委託するものである。</p> <p>本システムは、岐阜県LINE公式アカウントを活用し、登録者への情報配信、トーク画面からのウェブサイトへの誘導、災害情報の即時配信、スタンプラリー等、多様なサービスを提供しているものである。これらの機能を継続して利用者へ提供し、県政情報発信の安定的な運用を確保するためには、現在稼働中の本システムを継続して運用・管理する必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本システムは、プレイネクストラボ（株）が独自に構築したものであり、同社が従来から保有する専用のプログラム、データ構造、及びハードウェア環境上でのみ稼働する仕様となっている。これらは第三者が再現又は代替することが技術的に困難であり、他事業者による運用・保守は不可能である。</p> <p>また、令和7年度において、RPAを用いて本システムと汎用電子申請基盤を連携して自動化する仕組みを構築し、令和8年度からの運用開始を予定している。仮に他事業者のシステムを用いる場合には、当該RPAを再度構築する必要が生じる。</p> <p>以上から、本件業務の運用管理は、構築事業者であるプレイネクストラボ（株）以外では実施することができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。